

【令和8年度賃借料の徴収及び支払いに係る変更等について】

賃借料の徴収と支払いの変更等の受付期限は下記のとおりです。
詳細については、市町の相談窓口までお問い合わせください。

	支払い関係	受付期限 (県公社必着)
所有者	金納から物納への変更	6/30 (火)
	賃借料の金額変更	8/31 (月)
	振込口座変更	10/30 (金)

	物納関係	受付期限 (県公社必着)
所有者・耕作者	物納から金納への変更	6/30 (火)

	徴収関係	受付期限 (県公社必着)
耕作者	金納から物納への変更	6/30 (火)
	賃借料の金額変更	8/31 (月)

※期限以降にご提出いただきました変更等については次年度賃借料からの反映となります。